

## 商品概要説明書

J Aマイカーローン (オリエントコーポレーション保証)

(2020年3月1日現在)

商品名	J Aマイカーローン (オリエントコーポレーション保証)
ご利用いただける方	<p>○個人の組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上65歳以下で、完済時年齢70以下の方。</p> <p>○継続して安定した収入が見込まれる方で、前年度税込み年収が200万円以上ある方。</p> <p>○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当J Aが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人が必要とされる次のご資金が対象です。</p> <p>①自宅のリフォーム全般に関する資金。(自宅の増改築日、修理、改装、バス・トイレの改装、システムキッチン購入を含む住まいのリフォーム資金)</p> <p>②太陽光発電に関する資金(購入費用・取付費用等。)</p> <p>但し、①②の対象は自己居住用で本人または同居家族の所有建物とする。</p>
借入金額	<p>○10万円以上1,000万円以下の1万円単位とし、次の条件をいずれも満たしていること。</p> <p>①所要金額の範囲内であること。</p> <p>②本ローンのほか、他の借入金(借入予定分も含む)を加えた元利金の年間総返済額が、原則として前年度年収の40%以内であること。</p> <p>なお、本人年収には、配偶者または生計を共にする親あるいは子1名に限り、申込者の年収の50%を限度として所得合算することができます。</p>
借入期間	○6か月以上15年以内とします。(6か月単位)
借入利率	<p>○【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率の詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	○原則として不要です。
保証人	<p>○当J Aが指定する保証機関(株式会社オリエントコーポレーション)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>○所得合算を行う場合は、月山者を連帯保証人として徴求いたします。</p> <p>○物件の共有者が存在する場合、または物件が家族所有の場合は、その共有者・所有者を連帯保証人として徴求いたします。</p>
保証料	<p>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>○保証料率は年1.0~1.6%です。</p>

手数料	<p>○ご融資の際、0円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、下記の通り事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合… 5, 500円</p> <p>②一部繰上返済の場合… 0円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5, 500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
ご用意いただく書類	<p>○ご本人であることを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、健康保険証、パスポートのいずれかの写し。</li> </ul> <p>○所得に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得者・・・源泉徴収票または住民税決定通知」等の公的証明書の写し直近1年分。</li> <li>・個人事業者・・・納税証明書（その1、その2）または税務署受領印のある確定申告書の写し直近2期分。</li> </ul> <p>○資金使途に関する書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事見積書または工事請負契約書と完工確認書の写し。</li> </ul> <p>※お申込みの際には上記以外にも必要な書類が発生する場合がございます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0969-22-1102）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAあまくさ金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>○熊本県弁護士会 （紛争解決センター） 電話：096-325-0913</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aあまくさ